

三番瀬再生計画案

新・生物多様性国家戦略（環境省）

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念と目標

第1章 5つの理念 5 予防的順応的態度

エコシステムアプローチの原則〔（生物多様性条約締約国会議で合意）

人間は、生物、生態系のすべてはわかりえないものであることを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければなりません。

人間がその構成要素となっている生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則です。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直しが大切です。

（以下略）

科学的知見に基づく順応的管理

条例要綱案（三番瀬等の再生、保全及び利用に当たっての方針）（171頁）

(1) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、科学的知見に基づく順応的管理（施策の有効性及び影響を監視しながら、必要に応じ、新たな施策を試行していく管理をいう。）及び漁業者の経験的知見の活用によることを旨として、行われなければならない。

（自然再生推進法第3条第4項）

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

（自然再生基本方針 1（2）エ順応的な進め方）

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有するものの協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

漁業者の経験的な知見の活用

条例要綱案（漁場の生産力の確保）（171頁）

(2) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、漁業者が漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきた経緯を踏まえ、漁業者による水産資源の持続的な利用が確保されることを旨として、行われなければならない。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）

第3節 再生に当たっての進め方

三番瀬の再生に当たっては、人間は、自然、生物、生態系等の自然環境のすべてがわかるものではないことを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本とし、以下の点に留意して進めることとします。

1 順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用

生態系その他の自然環境にあつては複雑で絶えず変化するものであることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、再生事業の実施中や完了後も自然環境の再生状況を継続的に観測・記録し、その結果を科学的に評価し、再生計画の内容を見直していく順応的な管理による自然再生に取り組みます。

また、漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。

三番瀬再生計画案

予防的な態度

新・生物多様性国家戦略

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念と目標

第1章 5つの理念 5 予防的順応的態度

条例要綱案(172頁)

(3) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、三番瀬等の環境に対して著しい影響を及ぼすおそれがある場合においては、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを旨として、行われなければならない。

参考：国の環境基本計画第2部第2節基本的考え方「予防的な方策：環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深い深刻な影響あるいは不可逆的な影響を指摘されている問題があります。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策の延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講じます。」

生物多様性条約(前文)

生物多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきでないことに留意し、・・・次のとおり協定した。

賢明な利用の原則(ワイズユース)

第2章 再生のために必要な項目〔10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進(146から147頁)〕

同時に、登録湿地のみならず、国内のすべての湿地を保全し、賢明な利用を進めることが求められています(条約3-1)。湿地の賢明な利用とは、「生態系の自然の特性を維持できるような方法で、人間の利益のため湿地を持続的に利用すること」であり、持続的利用とは、「現世代にとって最大の持続的収穫をもたらすと同時に、将来の世代の必要と希望を満たすものであること」と定義されています(条約勧告3-3)。したがって、ラムサール条約のめざす賢明な利用は、一定の形態での漁業を含むものと理解できます。

条例要綱案(172頁)

(4) 三番瀬等の利用は、生態系の持つ自然の特性を維持できるような方法で、持続的に行われるものでなければならない。

参考：畠山武道著『自然保護法講義』(北海道大学図書刊行会、2001年)

「ラムサール条約では・・・1987年、「湿地の賢明な利用とは、生態系の自然特性を維持できるような方法で、人間のために湿地を持続的に利用することである。・・・」という勧告3.3が採択された。・・・」水産基本法第2条第2項は、「(水産資源の)持続的な利用の確保」を規定している。また、水産基本法の示す施策の方向に即して漁業法の改正も行われている。

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)

2 予防的な態度

自然環境の再生に向けての科学的知見が十分に蓄積されていないこと等から、再生事業の実施による問題の発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていませんが、長期間にわたるきわめて深刻あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合においては、計画の見直し等、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを重視して取り組みます。

3 賢明な利用

三番瀬の利用については、次世代に引き継ぐ財産として、生態系の持つ自然の特性を維持できるような方法で、人間の利益のため、長期的な視点に立って、持続的に行います。

三番瀬再生計画案

新・生物多様性国家戦略

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第1章 施策の基本的な方向 第1節 3つの方向 3 持続可能な利用

国土の利用、自然資源の利用に当たっては、現に生物多様性保全上重要な場所については保全を基本として悪影響を回避すること、利用は長期的視点に立って、自然の循環能力を超えずに生態系の構造と機能を維持できる範囲内で持続可能な方法により行うことが重要です。

協働原則

条例要綱案（172頁）

(2) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、県及び市町村並びに県民、漁業者、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体、三番瀬等の利用を目的とする来訪者及び漁業者以外の事業者が、それぞれの役割の適正な分担の下に協働すべきことを旨として、行われなければならない。

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第3条第4項を参考にした。

参考：自然再生推進法第3条第2項「自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。」

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）

4 協働による取組

三番瀬の再生に当たっては、行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業者等、三番瀬に関わりのある様々な主体と、適切な分担のもとに協働して取り組みます。

また、国や大学等の研究機関との連携を深め、自然環境の再生等に関する様々な技術、研究成果を活用していきます。